



# 鳥取県公報

平成17年12月19日(月)  
号外第200号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (931) (経営支援課) .....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正 (932) (＃) .....	2

## 告 示

### 鳥取県告示第931号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成17年12月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成17年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前																							
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率																							
<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるもの</td> <td>略</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるもの	略	<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.25パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.25パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるもの</td> <td>略</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.25パーセントの割合で交付する場合	年0.25パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるもの	略
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																								
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント																								
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	略																								
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	略																								
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	略																								
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるもの	略																								
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																								
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.25パーセントの割合で交付する場合	年0.25パーセント																								
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	略																								
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	略																								
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	略																								
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるもの	略																								

に限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合		に限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	略
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	略
略		市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント
		略	

鳥取県告示第932号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成17年12月19日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成17年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前								
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率				
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合			
1 加工流通施設整備備資金	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年1.2パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年1.25パーセント以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント		
		6年超7年以内	年1.2パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント		6年超7年以内	年1.3パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント		
		7年超8年以内	年1.3パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント		7年超8年以内	年1.4パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント		
		8年超9年以内	年1.4パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント		8年超9年以内	年1.5パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント		
		9年超10年以内	年1.5パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント		9年超10年以内	年1.6パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント		
		10年超11年以内	年1.6パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント		10年超11年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		
		11年超12年以内	略				11年超12年以内	略				
		12年超13年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		12年超13年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		
		13年超14年以内	略				13年超14年以内	略				
		14年超15年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		14年超15年以内	年1.9パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント		
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.45パーセント以内	年1.5パーセント		年0.65パーセント	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.5パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント
			6年超7年以内	年1.45パーセント以内	年1.5パーセント		年0.65パーセント		6年超7年以内	年1.55パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
			7年超8年以内	年1.55パーセント以内	年1.4パーセント		年0.55パーセント		7年超8年以内	年1.65パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント
			8年超9年以内	年1.65パーセント以内	年1.3パーセント		年0.45パーセント		8年超9年以内	年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
	9年超10年以内		年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント	9年超10年以内	年1.85パーセント以内		年1.1パーセント	年0.25パーセント		
	10年超11年以内		年1.85パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント	10年超11年以内	年1.95パーセント以内		年1.0パーセント	年0.15パーセント		
	11年超12年以内	略			11年超12年以内	略						
	12年超13年以内	年1.95パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント	12年超13年以内	年2.05パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント				
	13年超14年以内	略			13年超14年以内	略						
	14年超15年以内	年2.05パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント	14年超15年以内	年2.15パーセント以内	年0.8パーセント					
(2) 大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	(2) 大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント			
	6年超7年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		6年超7年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント			
	7年超8年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		7年超8年以内	年1.9パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント			

2 保 健機 能増 進施 設整 備資 金	(1) 大 企業以 外の者 に貸し 付ける 場合	ア 貸付金の うち 2 億 7,000 万 円 以下の部分	8年超9年以内	年1.9/パーセント以内	年1.05/パーセント	年0.2/パーセント
			9年超10年以内	年2.0/パーセント以内	年0.95/パーセント	年0.1/パーセント
			10年超11年以内	年2.1/パーセント以内	年0.85/パーセント	
			11年超12年以内	略		
			12年超13年以内	年2.2/パーセント以内	年0.75/パーセント	
			13年超14年以内	略		
			14年超15年以内	年2.3/パーセント以内	年0.65/パーセント	
			6年以内	年0.95/パーセント以内	年2.0/パーセント	年1.15/パーセント
			6年超7年以内	年0.95/パーセント以内	年2.0/パーセント	年1.15/パーセント
			7年超8年以内	年1.05/パーセント以内	年1.9/パーセント	年1.05/パーセント
			8年超9年以内	年1.15/パーセント以内	年1.8/パーセント	年0.95/パーセント
			9年超10年以内	年1.25/パーセント以内	年1.7/パーセント	年0.85/パーセント
			10年超11年以内	年1.35/パーセント以内	年1.6/パーセント	年0.75/パーセント
			11年超12年以内	略		
	12年超13年以内	年1.45/パーセント以内	年1.5/パーセント	年0.65/パーセント		
	13年超14年以内	略				
	14年超15年以内	年1.55/パーセント以内	年1.4/パーセント	年0.55/パーセント		
	(2) 大企業に貸し付け る場合	イ 貸付金の うち 2 億 7,000 万 円 を超える部 分	6年以内	年1.2/パーセント以内	年1.75/パーセント	年0.9/パーセント
			6年超7年以内	年1.2/パーセント以内	年1.75/パーセント	年0.9/パーセント
			7年超8年以内	年1.3/パーセント以内	年1.65/パーセント	年0.8/パーセント
8年超9年以内			年1.4/パーセント以内	年1.55/パーセント	年0.7/パーセント	
9年超10年以内			年1.5/パーセント以内	年1.45/パーセント	年0.6/パーセント	
10年超11年以内			年1.6/パーセント以内	年1.35/パーセント	年0.5/パーセント	
11年超12年以内			略			
12年超13年以内			年1.7/パーセント以内	年1.25/パーセント	年0.4/パーセント	
13年超14年以内			略			
14年超15年以内			年1.8/パーセント以内	年1.15/パーセント	年0.3/パーセント	
6年以内			年1.45/パーセント以内	年1.5/パーセント	年0.65/パーセント	
6年超7年以内			年1.45/パーセント以内	年1.5/パーセント	年0.65/パーセント	
7年超8年以内			年1.55/パーセント以内	年1.4/パーセント	年0.55/パーセント	
8年超9年以内			年1.65/パーセント以内	年1.3/パーセント	年0.45/パーセント	
9年超10年以内	年1.75/パーセント以内	年1.2/パーセント	年0.35/パーセント			
10年超11年以内	年1.85/パーセント以内	年1.1/パーセント	年0.25/パーセント			
11年超12年以内	略					
12年超13年以内	年1.95/パーセント以内	年1.00/パーセント	年0.15/パーセント			
13年超14年以内	略					
14年超15年以内	年2.05/パーセント以内	年0.9/パーセント	年0.05/パーセント			
3 略						

備考 略

2 保 健機 能増 進施 設整 備資 金	(1) 大 企業以 外の者 に貸し 付ける 場合	ア 貸付金の うち 2 億 7,000 万 円 以下の部分	8年超9年以内	年2.0/パーセント以内	年0.95/パーセント	年0.1/パーセント
			9年超10年以内	年2.1/パーセント以内	年0.85/パーセント	
			10年超11年以内	年2.2/パーセント以内	年0.75/パーセント	
			11年超12年以内	略		
			12年超13年以内	年2.3/パーセント以内	年0.65/パーセント	
			13年超14年以内	略		
			14年超15年以内	年2.4/パーセント以内	年0.55/パーセント	
			6年以内	年1.0/パーセント以内	年1.95/パーセント	年1.1/パーセント
			6年超7年以内	年1.05/パーセント以内	年1.9/パーセント	年1.05/パーセント
			7年超8年以内	年1.15/パーセント以内	年1.8/パーセント	年0.95/パーセント
			8年超9年以内	年1.25/パーセント以内	年1.7/パーセント	年0.85/パーセント
			9年超10年以内	年1.35/パーセント以内	年1.6/パーセント	年0.75/パーセント
			10年超11年以内	年1.45/パーセント以内	年1.5/パーセント	年0.65/パーセント
			11年超12年以内	略		
	12年超13年以内	年1.55/パーセント以内	年1.4/パーセント	年0.55/パーセント		
	13年超14年以内	略				
	14年超15年以内	年1.65/パーセント以内	年1.3/パーセント	年0.45/パーセント		
	(2) 大企業に貸し付け る場合	イ 貸付金の うち 2 億 7,000 万 円 を超える部 分	6年以内	年1.25/パーセント以内	年1.7/パーセント	年0.85/パーセント
			6年超7年以内	年1.3/パーセント以内	年1.65/パーセント	年0.8/パーセント
			7年超8年以内	年1.4/パーセント以内	年1.55/パーセント	年0.7/パーセント
8年超9年以内			年1.5/パーセント以内	年1.45/パーセント	年0.6/パーセント	
9年超10年以内			年1.6/パーセント以内	年1.35/パーセント	年0.5/パーセント	
10年超11年以内			年1.7/パーセント以内	年1.25/パーセント	年0.4/パーセント	
11年超12年以内			略			
12年超13年以内			年1.8/パーセント以内	年1.15/パーセント	年0.3/パーセント	
13年超14年以内			略			
14年超15年以内			年1.9/パーセント以内	年1.05/パーセント	年0.2/パーセント	
6年以内			年1.9/パーセント以内	年1.45/パーセント	年0.6/パーセント	
6年超7年以内			年1.95/パーセント以内	年1.4/パーセント	年0.55/パーセント	
7年超8年以内			年2.05/パーセント以内	年1.3/パーセント	年0.45/パーセント	
8年超9年以内			年2.15/パーセント以内	年1.2/パーセント	年0.35/パーセント	
9年超10年以内	年2.25/パーセント以内	年1.1/パーセント	年0.25/パーセント			
10年超11年以内	年2.35/パーセント以内	年1.0/パーセント	年0.15/パーセント			
11年超12年以内	略					
12年超13年以内	年2.45/パーセント以内	年0.9/パーセント	年0.05/パーセント			
13年超14年以内	略					
14年超15年以内	年2.55/パーセント以内	年0.8/パーセント				
3 略						

備考 略

